

人事

人事異動（主査以上）

■ 4月1日付け人事異動

【総務部総務課】

総務係長～五東浩康
人事係長～三池正樹
同係主査～岸本理映子

【総務部財政課】

財政係長～東方啓
管財係長～佐藤太一郎
同係主査～米内勝利

【企画部】

企画部長～二木勝義
企画部参与～吉尾雅昭

【企画部企画課】

※美しいまちづくり課から名称変更
企画課長～長谷川道廣
企画課参事～千葉善宏（北海道より派遣）
総合企画係長～小畑孝尚
企画振興係長～大石和彦
都市計画係長～高田浩司

【企画部広報秘書課】

※情報課から名称変更
広報秘書課長～大畑裕貴
情報管理係長～佐々木誠

【企画部プロジェクト推進室】

※経済部から組織変更
プロジェクト推進室参事～熊谷康弘
プロジェクト推進室参事～三上晶
同室主幹～日野香里（北海道より派遣）
同室主査～首藤剛史
同室主査～鰐淵真太郎
同室主査～石原信登志
同室主査～吉野裕宜

【住民環境部環境生活課】

環境生活課長～辻野幸一
町民生活係長～江口美智子

【住民環境部住民課】

住民課参事～乗木裕
国保・後期高齢者医療係長～渡邊大亮

【福祉部】

福祉部長～五十嵐一夫

【福祉部福祉課】

福祉課参事～中出徳昭
福祉係長～三浦浩司

【福祉部子育て推進課】

子ども係長～寺島丈
子育て支援係主査～川村あつ子

【経済部】

経済部長～館田博道

【経済部農林課】

農林課主幹（農務担当）～遊佐博憲

【建設水道部建設課】

建設課参事～中渡憲彦
建設課主幹（管理住宅担当）
～栗谷雄介
管理住宅係長～石川公隆

【建設水道部上下水道課】

上下水道課長～岩城正志
技術係長～渋谷隆

【教育委員会】

※学校給食センターを管理課に統合
管理課主幹（総務担当）～村上賢二
管理課給食センター係長～浪岡勉
管理課総務係主査～春田秀彦
社会教育課長～小出真二
社会教育課社会教育係長（社会教育主事）～上島浩

【農業委員会事務局】

農地振興係長～大塚公人

【水道事業】

建設水道部上下水道課主幹（業務担当）～有澤和久

● 4月1日付け新規採用者

渋谷隆、吉野裕宜、碓井洋寿、平山圭吾、赤平泰斗、宮原健太朗、越智浩佑、荒祐輔、倉田桃子

● 3月31日付け定年退職者

竹原陽一、高橋通、長谷川敏、山田敏行、森田弥寿彦、林成興、曾禰正子、稲葉真一

▼担当

総務課人事係（☎ 23 - 2330）

健診

特定健診を受けましょう！ 健康づくりの第一歩

5月から特定健診が始まります。健診は、身体の状態を知る絶好のチャンスです。

当別町では、特に40歳～50歳の働き世代の方が、この機会を逃している現状があります。若いから大丈夫と思っていても、歳を重ねることで、代謝やホルモンバランス等の変化により身体は少しずつ変化しています。まずは健診を受け、健康づくりの一步を踏み出しましょう。あなたと家族が毎日元気で暮らしていくために、特定健診を活用しましょう。

▼対象者 当別町国民健康保険に加入の方で、年度中に40歳～74歳になる方

▼受診券 対象者へ特定健康診査受診券（みどり色）を4月下旬に送付しています。

※前年度に人間ドック・巡回ドックを受診した方には、日程が近くなりましたら受診券を送付します。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 4044）

試験

調理師試験のご案内

▼試験日 8月27日（木）

13時30分～16時

▼願書受付期間

5月11日（月）～22日（金）

▼試験地

当別町、石狩市に居住の方は札幌市。江別市、新篠津村に居住の方は岩見沢市。

▼受験料 6,900円

▼問合せ

江別保健所健康推進課保健予防係（☎ 011 - 383 - 2111）

募 集

介護支援専門員を募集します

介護認定のための訪問調査業務などをしていただく介護支援専門員を募集しています。

▼**応募資格** 介護支援専門員の資格を有する方

▼**募集人数** 1名

▼**勤務場所** ゆとろ

▼**勤務期間** 採用の日～平成28年3月31日（継続の場合あり）

▼**勤務時間** 週29時間

▼**報酬** 月額174,200円

▼**応募書類** 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し、運転免許証の写し

▼**募集期限** 5月20日（水）

▼**申込・詳細** 福祉課介護サービス係（ゆとろ内・☎23-3029）

募 集

赤十字社員に登録しませんか

日本赤十字社では、地震などの災害や内戦等の紛争に対して、さまざまな支援活動を行っています。これらの活動を展開するためには、赤十字の活動に賛同して資金協力をしていただける方や町内会、日赤奉仕団や協賛委員のご協力が必要です。

5月は赤十字運動月間です。赤十字の活動に賛同し、毎年500円以上の資金協力をしていただく方（社員）を募集しています。

ご理解と関心をもっていただける方は、地域の協賛委員または福祉係へご連絡ください。

▼**問合せ** 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

財 政

財政事情説明書を公表します

当別町では毎年2回、「町財政がどのような状態にあるのか」をお知らせするため、収入及び支出の概況などを説明した「財政事情説明書」を公表しています。

町のホームページや役場2階財政課で閲覧できます。

▼**公表期間**

5月1日（金）から1年間

▼**問合せ** 財政課財政係（☎23-2331）

納 税

町税に関する夜間納税相談

▼**今月の夜間納税相談窓口**

5月14日（木）・28日（木）
（19時30分まで）

▼**問合せ** 税務課納税係（☎23-2341）

**下水道の
よくある
質問**

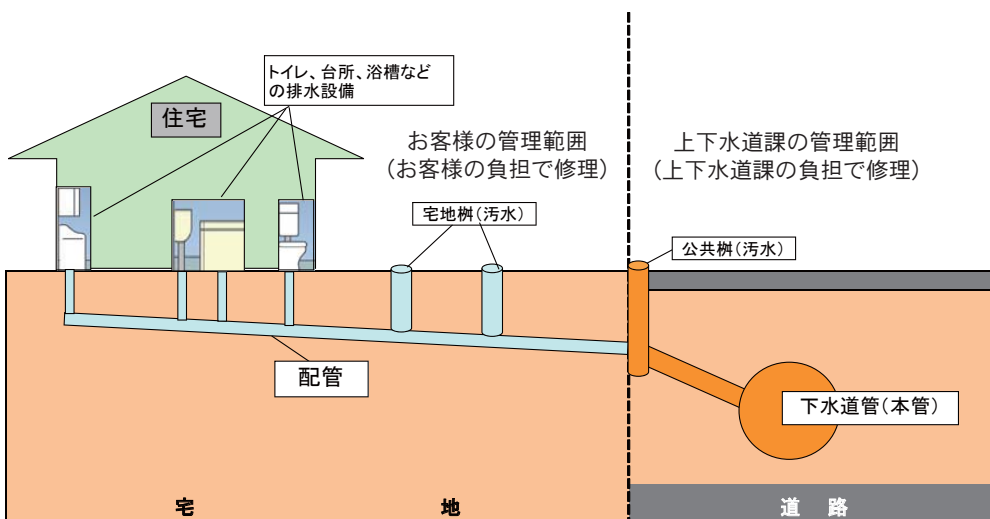
Q 天ぷら油やサラダ油などの食用廃油は水やお湯と一緒に台所などの排水に流してもいいですか？

A 油を流すと油が固まり下水道管の詰まりの原因となりますので、絶対にやめてください。紙にしみこませて捨てるか、廃油回収に出すなど適切な処理をお願いします。

Q トイレの流れが悪いのですが、どうしたらいいですか？

A 詰まりなどが発生している箇所によって「上下水道課で対応可能なもの」または「お客様自身で対応していただくもの」があります。

基本的には次の財産区分に基づいての判断となります。



【上下水道課で修理可能】

公共汚水樹から下水道本管まで

【お客様での対応】

トイレ、台所等の排水設備（公共汚水樹に接続している配管を含む）

※排水設備の詰まり解消や修理等を依頼する場合は、町の排水設備指定業者に依頼してください。

▼**問合せ** 上下水道課業務係（☎22-2411）

山菜採りの **遭難** 事故

ヒグマには気を付けましょう！

例年、山の雪解けとともに、山菜採りに伴う遭難事故が多発しています。山に入るときは次のことなどに十分注意して、山菜採りを楽しみましょう。

- ・必ず天気予報を確認し、天候が悪化しそうなときは入林を控えましょう。
- ・単独での入林は避けて、複数で出かけましょう。

【ヒグマの被害に遭わないために】

- ・事前にヒグマの出没情報を確認する。
- ・一人では野山に入らない。
- ・野山では音を出しながら歩く。
- ・薄暗いときには行動しない。
- ・ヒグマの足跡や糞を見つけた時は、すぐに引き返す。
- ・食べ物やゴミは必ず持ち帰る。



▼問合せ 農林課耕地林政係 (☎ 23 - 3096)

山火事 予防運動実施中

山火事の発生しやすい季節を迎えています。

山中での作業や行楽時に入山する時は、次のことに気を付けましょう。

■山火事予防の注意点

- ・強風時や空気が乾燥している時は、たき火や火入れは止めましょう。
- ・たき火から離れる際には、火が完全に消えているか確認しましょう。
- ・たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。
- ・山火事を発見したら、すぐ消防署に連絡しましょう。

【平成 27 年 全国統一標語】

『伝えよう 森の大事さ 火の怖さ』

▼問合せ 農林課耕地林政係 (☎ 23 - 3096)

○●(年)金○● **読んで得する年金・国保のお話** ○●(国)保○●

【国民年金保険料学生納付特例制度について】

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。ご本人の所得が一定額以下(118万円+ {扶養親族等の数×38万円})の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例の承認期間は4月から3月までとなり、はじめて申請をする方は、在学証明書または学生証の写し等の添付が必要です。

平成26年度に学生納付特例の承認を受けており、平成27年度も引き続き学生で、同じ学校等に在学される方は、3月末に送付されていますハガキ形式の申請書に必要事項を記入し返送されると、平成27年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書等の添付は不要です。

なお、平成27年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にお申し出ください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 4月21日(火) 10時～15時
 - ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか】

国民健康保険は、市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方は、すべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。

また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には『脱退の手続き』が必要となります。加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。

■こんな場合も…

例えば2年前に退職後、国保に未加入のままで過ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届出をしたとしても、国保の加入日は届出をした日ではなく、職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、医療費を返還して頂きますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)